

福祉サービス第三者評価を受審していますか？

サービス提供開始時の重要事項説明に加わりました

本年3月、福祉サービス第三者評価事業(以下、第三者評価)に関する指針改正を受けて、厚労省は、サービス提供開始時の重要事項説明に、第三者評価の実施状況等に関する項目を追加しました。

高齢者・障害福祉サービス事業所では、あらかじめ利用申込者またはその家族に対し、サービスの選択に資すると認められる重要事項を説明する義務があります。そこで、本事業の認知度が必ずしも

高くない現状を踏まえ、自ら任意の第三者評価を受審し、サービスの質の向上や事業の透明性の確保がなされているかなど、新たに重要事項に含むよう整理したものです。

対象となる事業所(下段)は、サービス提供の開始にあたり、あらかじめ「第三者評価実施の有無」「実施した直近の年月日」「実施した評価機関の名称」「評価結果の開示状況」の説明が義務づけられます。対象事業所及び運営法人におかれましては、説明ができる体制を整えていく必要があります。なお、本会かながわ福祉サービス

平成30年7月豪雨災害における

本会及び市町村社協の被災地支援活動について

7月初旬にかけて発生した「平成30年7月豪雨災害」では、特に中国、四国地方が甚大な被害に見舞われました。このたびの災害でお亡くなりになった方々へお悔やみ申し上げますとともに、被災されました方々に心からお見舞い申し上げます。

さて、今回の災害により、全社協からの派遣要請を受けて全国の都道府県・指定都市社協が被災地支援を行っています。本会では、7月27日から広島県尾道市災害ボランティアセンターの運営支援を開始しました。県内の市町村社協にも協力を呼びかけ、これまでに

本会ならびに藤沢市、南足柄市、葉山町、清川村、二宮町の社協から職員計15名を派遣しました。

主な活動はボランティアの受付、マッチング、活動にあたってのオリエンテーションなどです。



オリエンテーションの様子
(尾道市災害VCにて)

また、生活福祉資金貸付制度による緊急小口資金特例貸付業務の支援のため、広島県三原市と安芸郡坂町(さかちよ)に計3名の本会職員を派遣しました。

発災から2カ月ほど経過した時点でも、特に岡山県では1219名、広島県では651名の方が避難所生活を余儀なくされています(平成30年8月21日現在、内閣府ホームページより)。本会は、尾道市の支援を9月2日で終了し、引き続き安芸郡坂町の災害ボランティアセンターの運営支援に職員を派遣しています。

本会では今後も、社協のネットワークを活かした支援を行います。

(企画調整・情報提供担当)

被災地の情報や支援活動の状況、義援金の募集のほか、ボランティア活動保険などの情報は本会ホームページの「災害時専用ページ」をご覧ください。

<http://www.knsyk.jp/>

〈第三者評価受審が重要事項説明に加わる対象事業所〉

- 介護保険サービス (*は介護予防事業を含む)
 - 訪問介護*、通所介護*、短期入所生活介護*、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護、地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護*、小規模多機能型居宅介護*、認知症対応型共同生活介護*、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、看護小規模多機能型居宅介護(複合型施設)、介護老人福祉施設
- 障害福祉サービス等
 - 居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、療養介護、生活介護、短期入所、重度障害者等包括支援、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、就労定着支援、自立生活援助、共同生活援助、障害者支援施設、児童発達支援、放課後等デイサービス、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援、障害児入所施設



(かながわ福祉サービス

第三者評価推進機構)